

事業計画書に対する知事意見書

令和7年(2025年)3月5日

株式会社みのり建設
代表取締役 宮坂 典利 様

長野県知事 阿部 守一

令和6年10月29日付けで提出のあった事業計画書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第44条第1項の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画書

(1) 氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	株式会社みのり建設 代表取締役 宮坂 典利 長野県諏訪郡富士見町富士見11693番地7	
(2) 事業計画の概要		
>申請の区分(1)	産業廃棄物処分業の変更許可	
① 廃棄物の処理施設の設置の場所	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「施行令」という。)第7条第8号の2に規定する木くずの破碎施設 諏訪郡富士見町富士見字南原山11686番1 ○中間処理施設(堆肥化施設) 諏訪郡富士見町富士見字南原山11691番2、11692番1、11686番2、11686番3	
② 廃棄物の処理施設の種類	○施行令第7条第8号の2に規定する木くずの破碎施設 ○中間処理施設(堆肥化施設)	
③ 処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	○破碎する産業廃棄物 木くず(伐採木に限る。) ○堆肥化する産業廃棄物 木くず(伐採木に限る。)、動植物性残さ 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	
④ 廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場又は積替保管施設である場合にあつては、廃棄物の埋立処分(保管)の用に供される場所の面積及び埋立(保管)容量)	○施行令第7条第8号の2に規定する木くずの破碎施設 66t/日(8.25t/h:8時間稼働) ○中間処理施設(堆肥化施設) 22.79t/日	
⑤ 変更の概要(変更許可等の場合)	新	旧
	○破碎する産業廃棄物 木くず(伐採木に限る。)	○破碎する産業廃棄物 なし

	○堆肥化する産業廃棄物 木くず（伐採木に限る。）、動植物性残さ 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	○堆肥化する産業廃棄物 動植物性残さ 特別管理産業廃棄物を除く。
➤申請の区分（Ⅱ）	産業廃棄物処理施設の設置許可	
① 廃棄物の処理施設の設置の場所	諏訪郡富士見町富士見字南原山11686番 1	
② 廃棄物の処理施設の種類	施行令第7条第8号の2に規定する木くずの破碎施設	
③ 処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	破碎する産業廃棄物 木くず（伐採木に限る。） 特別管理産業廃棄物を除く。	
④ 廃棄物の処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場又は積替保管施設である場合にあつては、廃棄物の埋立処分（保管）の用に供される場所の面積及び埋立（保管）容量）	66 t / 日（8.25 t / h : 8時間稼働）	

2 知事意見

対象周辺地域の生活環境の保全に関する事項についての意見	事業計画は適当なものと考えられます。
合意形成の方法に関する事項についての意見	事業計画は適当なものと考えられます。
その他知事が必要と認める事項についての意見	特にありません。